

小郡市立立石中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの防止等に対する本校の施策

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、一致協力した体制を確立し、教育委員会とも速やかに情報共有を行い、適切に連携して、学校の実情に応じた対策を策定し推進する。

(1) いじめの定義及びいじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義（平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって本校は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの疑いがあるときには、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める。

- いじめは、人間として絶対に許されない。（認識）
- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる。（危機意識）
- いじめられている子どもを最後まで守り抜く。（信念）
- 学校・家庭をはじめとする関係者が一体となって取り組む。（組織）

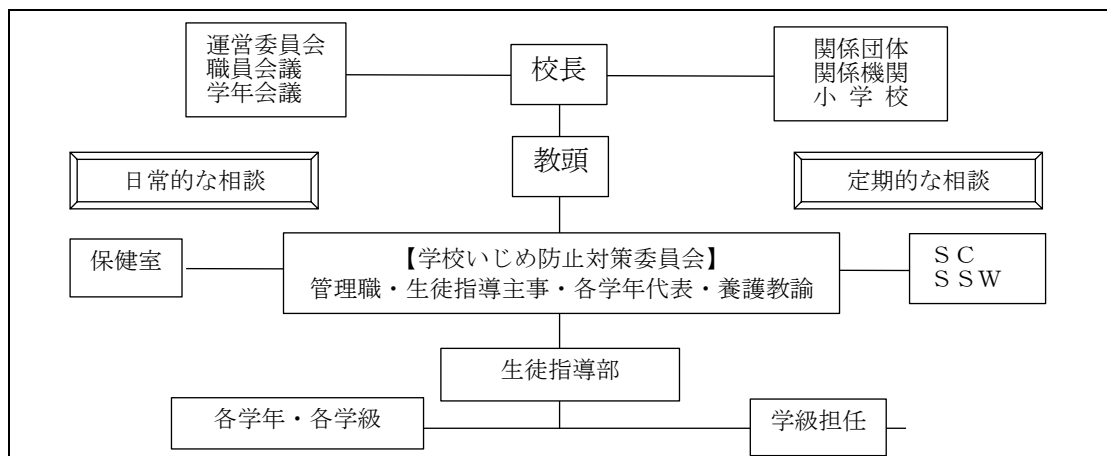
(2) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法 第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理（SC）、福祉（SSW）等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



3 いじめ防止等のための具体的な施策

(1) いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）

- ① 道徳教育の充実
 - ・ 生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育を全ての教育活動を通して推進する。
- ② 体験活動の充実
 - ・ 命を実感させる福祉体験や勤労体験・自然体験など、様々な体験活動を生徒の発達に応じて計画的に推進する。
- ③ 人権・同和教育の充実
 - ・ 自他のよさを大切にし、心を育むために自尊感情の醸成を図る。
- ④ コミュニケーションを重視した特別活動の充実
 - ・ 生徒同士が良好な人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れ、集団づくりを行う。（構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等）
 - ・ 各行事の直後に、自己肯定感や自己存在感を高めるための生徒主体の意見発表会を実施する。
- ⑤ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策の充実
 - ・ 生徒の携帯電話等に関する使用状況を把握するとともに、「親子で学ぶ情報モラル講座」等を実施しインターネット利用時における危機回避や安全利用についての規範意識の育成を行う。
- ⑥ 小中連携の充実
 - ・ 「立石中学校新生活安心プロジェクト」をはじめとする小中連携事業を具体的に推進する。

(2) いじめの早期発見の取組の充実

- ① 日常の取組
 - ・ いじめ早期発見のためのリーフレットや相談窓口等を生徒及び保護者に周知し早期発見に努める。
 - ・ いじめ早期発見のためのチェックリスト、リーフレット等を活用し、継続的・計画的な取組を実施する。
 - ・ 周囲の目が気になって真実を書けない生徒の悩みに答えるために、校内に相談ポストを設置し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
 - ・ 生活ノート・連絡帳を活用し、生徒個人・保護者との信頼関係を構築する。
 - ・ 欠席・遅刻・早退等の理由の確実な把握と欠席時等の家庭訪問の実施。
- ② 教育相談週間の実施
 - ・ 学期に1回、教育相談週間を設定し、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ③ いじめ実態調査アンケートの実施
 - ・ いじめに特化した無記名アンケートを毎月1回実施し、生徒の声に耳を傾ける。
 - ・ アンケート結果を工夫して整理し、当該生徒が在籍中は適切に保管する。
- ④ SCによる1・3年生全員面談の実施
 - ・ 年度当初にスクールカウンセラーによる1・3年生を対象にしたカウンセリングを行う。
 - ・ SCとの顔合わせにより、その後の相談しやすい関係性を構築する。
 - ・ 1・3年生全員を対象とすることで専門的な見立てを行い、教員による生徒指導に活かす。
- ⑤ 教育委員会への報告
 - ・ いじめの事実を把握した場合は、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

(3) いじめの早期対応と継続的指導の充実

① 実態把握

- ・ いじめの当事者双方や周りの生徒から聴き取りを行い、正確な事実確認と記録等を行う。
- ・ 把握した事実を速やかに全職員で情報を共有する。

② 指導体制・指導方針の決定

- ・ 校長を中心に学校いじめ防止対策委員会を開催し、現状及び今後の対策を検討及び明確にして、全職員で共通理解を図り、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会を月1回以上計画的に開催するとともに、職員会議や学年会議を通じ、対応する教職員の具体的指導内容を明確にする。(決して一人で抱え込まない。)
- ・ 教育委員会や関係機関との連絡調整を密に行う。「ほう・れん・そう」の徹底)
- ・ 教職員がいじめを発見した場合、学校いじめ防止対策委員会への報告がなければ「子どもを守れない」「法の規定違反」となることを職場内で周知徹底し、全職員が自認する。

③ 子どもへの支援

- ・ いじめられている子どもの保護に努め、心配や不安の解消に努める。また3か月の見守りを行い、必要に応じて個人面談を実施する。
- ・ いじめた子どもに対して、相手の痛みや苦しみを理解することができるような指導・支援を徹底して行い、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して指導していく。
- ・ 周りの子ども達へいじめ当事者同士のいじめ解消に向けた支援を促す指導を行う。
- ・ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な生徒については、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

④ 保護者や関係機関との連携

- ・ いじめ事案に関する事実の報告と解消に向けた今後の取組について、丁寧に説明する。
- ・ 学校と家庭の連携について子どもを中心において協議しながら、保護者に協力を依頼する。
- ・ 学校だけでは対応が困難な事案に対して、県と連携していじめ問題等学校支援チームの活用を行ったり、警察や児童相談所等の関係機関とも連携していじめの問題の早期解決に努める。

⑤ いじめ発生後の対応

- ・ 当事者双方および周りの子どもたちに対する継続的な指導・支援を行う。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し子どもの心のケアに努める。
- ・ 心の教育、命の教育の充実を図る。

(4) 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- ・ 職員朝礼時の議題に、「生徒のことについて」を位置づけ、全職員の日常的な情報交換を密にする。
- ・ 定例の運営委員会、職員会議の議題に「生徒のことについて」を位置づけ、子どものことについて全職員で共通理解する場を設定する。
- ・ 定例の生徒指導部会にSC・SSW等に出席してもらい、情報を共有するとともに、即時的な相談対応に生かす。
- ・ 子どもホットライン24相談窓口や市の相談窓口、学校の相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行う。

(5) いじめ問題に関する校内研修の充実

- #### ① 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解をはじめとしていじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- ・ 4月当初に生徒理解のための校内研修を開催し、教職員の危機意識を高めるとともに、生徒

個々の実態に関する共通理解を図る。

- ・ SC・SSW等と連携し、子どものストレスマネジメントに関する研修を実施する。
- ・ 気になる子どもに関するケース会議を実施する。

(6) 保護者・地域・関係機関等への働きかけ

- ・ 保護者会や学校・学年便りの発行等による啓発を行う。
- ・ 本校の学校いじめ防止対策基本方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにするとともに、その内容を入学式やPTA総会など説明する場をもつ。
- ・ 教育相談室、いじめホットライン、児童相談所等との連携を図る。
- ・ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- ・ 福岡県PTA連合会及び小郡市教育委員会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。

(7) ネット上のいじめ及びトラブルへの対応

- ・ 携帯電話やスマートフォンの利用に関し、生徒会やPTAとの連携によって、学校及び家庭でのルール作りやフィルタリングの利用等の啓発等の取組を推進する。
- ・ PTAが主催となって、情報モラルに関する研修会や家庭でのルールづくり等、いじめ問題に関する研修会を位置づけ、具体的な取組を実施する。
- ・ 家庭におけるインターネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、家庭用リーフレットにおけるインターネット上のいじめに関する内容を周知する。

(8) いじめの「解消」について

- ・ いじめが「解消」している状態とは、2つの要件が満たされていることを判断の基準とする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察を行う。

(9) 適切な学校評価

- ・ いじめに関する教員評価については、いじめの有無や多い・少ないのみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。
- ・ いじめに関する学校評価については、いじめの有無や多い・少ないのみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価してもらい、その結果を以後の取組に活かす。

4 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは

- いじめにより生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 学校の重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に直ちに報告する。
- 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 設置された組織を中心に、事実関係を明確にする調査を実施するとともに、関係諸機関との連

携を適切にとる。

- 調査を行う組織については、SC・SSW等の専門的知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者との利害関係を有しない者により参加を図ることにより公平性・中立性を確保するように努める。
- 確認した調査結果については、いじめを受けた生徒並びにその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 前述の「いじめの早期対応」に関する取組を丁寧に実施する。
- 校内いじめ対策委員会を中核として、組織的な対処及び再発防止に努める。

5 年間計画

学期	活動内容	方法や時期
1	<ul style="list-style-type: none"> ○指導体制・報告体制・指導方針の共通理解 ※生徒の実態把握と教育相談について ※配慮や支援の必要な生徒や気になる生徒の確認 ※いじめアンケートについては毎月実施 ○4月:不安や悩みに関するアンケートの実施 ○親子で生活ルールを作ろう ○学年研修 ※各学年の配慮の必要な生徒について ○情報モラル研修会 ○定期教育相談週間（二者面談） ○全体研修 ※1学期の様子と2学期に向けて配慮を必要とする生徒の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初職員会議にて ・情報交換 ・アンケートやチェックリストの活用 ○PTA 総会（チャレンジ目標と連携） ○部活動保護者会 5月8日 ○家庭訪問後に実施 ○保護者との連携 ○5月・6月 ○1学期末校内研修にて
夏休み	<ul style="list-style-type: none"> ○小中合同研修 ※中学1年生の状況に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中全職員参加 8月6日
2	<ul style="list-style-type: none"> ○全体研修 ※2学期に配慮してほしい生徒について ○9月:不安や悩みに関するアンケート実施 ○定期教育相談週間（三者面談） ○学年研修 ※2学期の生徒の様子と3学期に向けて配慮を必要とする生徒の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期当初校内研修にて ○スクールカウンセラーとの連携 ○10月・11月 ○2学期末校内研修にて ・アンケートやチェックリストの活用
3	<ul style="list-style-type: none"> ○全体研修 ※3学期に配慮してほしい生徒について ○1月:不安や悩みに関するアンケート実施 ○定期教育相談週間（二者面談） ○小中連絡会 ※新入生に関する情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期当初校内研修にて ○1月・2月 ○小中全職員並びにスクールカウンセラーが参加